



平成 23 年 3 月 14 日
内閣府(防災担当)

「東北地方太平洋沖地震」被災地域に対する
物資支援に係る予備費使用について

1. 概要

従来、被災地における物資調達については、災害救助法の規定に基づき都道府県知事が行い、費用の一部は都道府県にも負担していただいていたところである。

今回の地震は、前例のない大規模災害で被害が広範囲に及んでおり、津波災害等により地域によっては壊滅的な被害を受け、その後の度重なる余震などあつて、地方自治体の機能が著しく低下していることから、災害救助法の考え方の根底にある地方自治体の自助努力では対応し難い状況となっている。

このため、こうした例外的な状況であることを踏まえ、災害救助法のスキームとは別に、国として独自に被災地全体の状況を把握し、物資の調整を大局的見地から行い、当面、緊急に必要な物資を調達(地方負担なし)して被災者の方を最大限に支援することが必要と判断。

2. 対象地域

岩手県、宮城県、福島県

3. 物資支援の内容

- ・食料品（パン、アルファ米、インスタント味噌汁、レトルトカレー等）
- ・飲料水（3ℓ / 1人1日）
- ・防寒用品（毛布、石油ストーブ、灯油、カイロ等）
- ・医薬品、日常生活品

風邪薬、消毒液、下着、おむつ、生理用品、簡易トイレ、粉ミルク、哺乳瓶、電気ポット、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、タオル、石鹸、シャンプー、バケツ、雑巾、洗剤等

4. 予備費使用額

約 3 0 2 億円